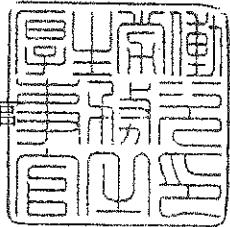


厚生労働省発医政0226第1号
平成25年2月26日

各 都 道 府 縿 知 事
公益財団法人 日本中毒情報センター理事長
公益財団法人 日本医療機能評価機構理事長
一般社団法人 日本医療安全調査機構理事長
独立行政法人 国立病院機構理事長
株式会社 ニチイ学館代表取締役社長

殿

厚生労働事務次官



医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助金の交付については、平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号本職通知の別添「医療施設等施設整備費補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年2月26日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。



医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱
(通則)	(通則)
1. (略)	1. (略)
2. (交付の目的)	2. (交付の目的)
3. (交付の対象)	3. (交付の対象)
この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
(1) 医療施設運営費等補助金	(1) 医療施設運営費等補助金
① べき地保健医療対策事業等 (略)	① べき地保健医療対策事業等 (略)
② 救急医療対策事業 (略)	② 救急医療対策事業 (略)
③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)	③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)
④ 医療安全推進事業 (略)	④ 医療安全推進事業 (略)
⑤ 災害医療対策事業等 (略)	⑤ 災害医療対策事業等 (略)
⑥ 地域医療確保支援事業 (略)	⑥ 地域医療確保支援事業 (略)
⑦ 臨床研究拠点等整備事業	⑦ 臨床研究拠点等整備事業
ア、臨床研究中核病院整備事業 平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長 通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業要綱」(以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が 適当と認めめる者が行う臨床研究中核病院整備事業	ア、臨床研究中核病院整備事業 平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長 通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が 適当と認めめる者が行う臨床研究中核病院整備事業
イ、早期・探索的臨床試験拠点整備事業 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適 当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業	イ、早期・探索的臨床試験拠点整備事業 「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適 当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ウ、日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
工、医薬品等治験拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
エ、医薬品等治験拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
」
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
才、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
力、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業
当と認める者が行う「再生医療臨床応用実用化推進事業
キ、「再生医療臨床応用実用化推進事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業

- (8) 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)
(9) 異状死死因究明支援事業 (略)
(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 (略)
- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センターコンタクトセンター (略)

(交付額の算定方法)
4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額
とする。(ただし、算出された額が医療施設運営費等補助金の予算額
を超える場合には、必要な調整を行いうるものとする。)
(1) べき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出され
た額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出され
た額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす
る。
①～⑧ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額
とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てるものとする。
①～④ (略)

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の
合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場
合計額とする。

ウ、日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
工、医薬品等治験拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
エ、医薬品等治験拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
」
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
才、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
当と認める者が行う「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
力、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業
当と認める者が行う「再生医療臨床応用実用化推進事業
キ、「再生医療臨床応用実用化推進事業実施要綱」に基づき、「厚生労働大臣が適
当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業

- (8) 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)
(9) 異状死死因究明支援事業 (略)
(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 (略)
- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センターコンタクトセンター (略)

(交付額の算定方法)
4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額
とする。(ただし、算出された額が医療施設運営費等補助金の予算額
を超える場合には、必要な調整を行いうるものとする。)
(1) べき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出され
た額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出され
た額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとす
る。
①～⑧ (略)

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額
とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、
これを切り捨てるものとする。
①～④ (略)

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑥により算出された額の
合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場
合計額とする。

合には、これを切捨てるものとする。
①～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～③ (略)

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
①～⑥ (略)

⑦再生医療臨床応用実用化推進事業
ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 1,107,645千円	再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 繁用費（消耗品費） 2. 備品購入費 3. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. ヘイ、 (略)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. ヘイ、 (略)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

合には、これを切捨てるものとする。
①～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～③ (略)

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
①～⑥ (略)

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. ヘイ、 (略)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア、ヘイ。(略)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア、ヘイ。(略)

(交付決定の下限)
(略)

5. (交付の条件)
(略)

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。
(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業
ア、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に係る予算の執行の一部を都道府県が行う場合
(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書類を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業についてでは、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8. (申請手続)
7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。
(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業
ア、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に係る予算の執行の一部を都道府県が行う場合
(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。
(イ) 都道府県知事は、アの申請書類を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業についてでは、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア、ヘイ。(略)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア、ヘイ。(略)

(交付決定の下限)
(略)

5. (交付の条件)
(略)

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。
(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業
ア、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に係る予算の執行の一部を都道府県が行う場合
(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書類を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業についてでは、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8. (申請手続)
7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。
(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業
ア、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に係る予算の執行の一部を都道府県が行う場合
(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。
(イ) 都道府県知事は、アの申請書類を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業についてでは、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8. (変更申請手続)
(略)
9. (交付決定までの標準的期間)
(略)
10. (補助金の概算払)
(略)
11. (実績報告)
(略)
12. (補助金の返還)
(略)
13. (その他)
(略)

8. (変更申請手続)
(略)
9. (交付決定までの標準的期間)
(略)
10. (補助金の概算払)
(略)
11. (実績報告)
(略)
12. (補助金の返還)
(略)
13. (その他)
(略)



医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助

厚生省
金等交付規則平成12年 令第6号
劳働省

定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置等を行うため、都道府県が実施する「地域医療支援センター」の運営に必要な経費を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること及び監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること並びに、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知
「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等
実施要綱」という。）に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構
の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業（へき地医療拠点病院支援システム及
びへき地診療所支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業と
する。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点
病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業（へき地診療所診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設
置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地
において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療
機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業
とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業
協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地
診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に
して都道府県が補助する事業

エ. へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（
船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事
業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場
合に限る。）

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、
(イ)に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福
祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が
補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回
診療事業に対して都道府県が補助する事業

才. 離島巡回診療ヘリ運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業と
する。

(ア) 都道府県が行う離島巡回診療ヘリ運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業
協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡
回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療ヘリ運営事業
に対して都道府県が補助する事業

カ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

キ. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島
歯科診療班派遣事業

ク. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業と
する。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が
補助する事業

② 救急医療対策事業

ア. 救急医療支援センター運営事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療
対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」とい
う。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療
支援センター運営事業

イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認
める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業

③ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

④ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局长通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局长通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. 産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局长通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑤ 災害医療対策事業等

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. DMAT事務局等運営事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行うDMAT事務局等運営事業

ウ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業に係る調整・支援
- (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMAT活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 被災都道府県が行うDMAT活動支援事業に係る調整・支援
- (イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMAT活動支援事業に都道府県が補助する事業

オ. DMAT訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMAT訓練事業

⑥ 地域医療確保支援事業

ア. 産科医療機関確保事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 地域医療支援センター運営事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う地域医療支援センター運営事業

⑦ 臨床研究拠点等整備事業

ア. 臨床研究中核病院整備事業

平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」（以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業

イ. 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ウ. 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

エ. 医薬品等治験基盤整備事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業

オ. iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うiPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業

カ. iPS細胞を利用した創薬研究支援事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うiPS細胞を利用した創薬研究支援事業

キ. 再生医療臨床応用実用化推進事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業

⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業

平成22年3月24日医政発0324第22号厚生労働省医政局通知の別紙「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業

⑨ 異状死死因究明支援事業

平成23年3月29日医政発0329第5号厚生労働省医政局長通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業

⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業

平成24年4月5日医政発0405第22号厚生労働省医政局長通知の

別紙「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」に基づき、株式会社ニチイ学館が行う外国人患者受入医療機関認証制度推進事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
担当官経費	1か所当たり次のいずれかにより算出された額 (1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 12,548,000円 なお、事業期間が 1年に満たない場合	無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所(以下「へき地診療所等」という。)及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院(以下「特例措置許可病院」という。)への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費 報酬 給料

	<p>は、基準額×事業月数／12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ)</p> <p>へき地医療支援機構活動年間延日数 (12月×1月当た り活動日数×1日当たり勤務時間／8時間)が</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td><td>54日以上</td><td>3,849,000円</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>36日以上</td><td>2,566,000円</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>36日未満</td><td>1,283,000円</td></tr> </table> <p>(3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ウ)</p> <p>4,276,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	ア	54日以上	3,849,000円	イ	36日以上	2,566,000円	ウ	36日未満	1,283,000円	<p>職員手当等 共済費 賃金 委託料</p>
ア	54日以上	3,849,000円									
イ	36日以上	2,566,000円									
ウ	36日未満	1,283,000円									
代診等担当 医師経費	<p>次により算出された額 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円</p> <p>ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／8を乗じ</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費</p>									

	て得た額とする。	賃金 報償費 委託料
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 6,696,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ) 5,945,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 役務費（通信運搬費） 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合にあっては次に掲げる経費</p> <p>報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 役務費（通信運搬費）</p>
協議会経費	年額 1,696,000円	<p>へき地保健医療対策に関する協議会の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 旅費（協議会出席旅費、連絡旅費） 報償費（協議会出席謝金） 役務費</p>
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が</p>	<p>事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費</p> <p>報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金</p>

	<p>1. 年間9月以上 642,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月未満 428,000円</p> <p>3. 年間3月以上6月未満 214,000円</p>	
代替医師雇上経費	<p>次により算出された額 代替医師雇上日数 ×日 額 27,000円 ただし、雇上時間が 8時間に満たない場合 は、上記金額に雇上時 間／8を乗じて得た額 とする。</p>	<p>事業協力病院での代替医師の雇上げ に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 賃金 報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金</p>
振興経費	<p>1 県当たり年額 ・直接運営の場合 2,622,000円 ・委託運営の場合 2,752,000円</p>	<p>べき地に勤務しようとする医師等の 就職の紹介等事業に必要な次に掲げ る経費</p> <p>賃金 旅費 需用費 役務費 委託料</p>
ドクタープール関係経費	登録医師一人あたり 月 額 109,000円	<p>専任担当官の指示で代診業務及び専 任担当官の補助を実施する医師を事 前に確保する事業に必要な次に掲げ る経費</p> <p>手当</p>
キャリア形成育成支援経費	年 額 10,893,000円	<p>べき地診療所で勤務した医師を、本 人の希望等に基づき大学や総合病院 等に派遣する事業に必要な経費</p> <p>給料 職員手当等 共済費</p>

② へき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
医 療 活 動 費	<p>1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料</p>

		<p>使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>原材料費</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>公課費</p>
研究費	<p>1か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150日以上 446,000円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 334,000円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 223,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅 費（学会出席旅費）</p>
研修費	1回当たり 56,000円	<p>べき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>講師謝金</p> <p>旅費</p> <p>需用費（消耗品費及び印刷製本費）</p>
医療費	医療に要した実支出額	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料）</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）</p>
伝送装置 経 費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置</p>	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費

	<p>ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (887,460円 + 74,290円) ×稼動月数</p> <p>イ. へき地診療所診療支援システム (443,730円 + 37,140円) ×導入へき地診療所数 ×稼動月数</p>	<p>報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）</p> <p>需用費（消耗品費、修繕料等）</p> <p>役務費（通信運搬費）</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。）</p> <p>委託料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）</p>
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1か所当たり 2,253,000円	<p>総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く）</p> <p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>賃金</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）</p> <p>役務費（通信運搬費）</p>

③ へき地診療所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控

除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
事務費	1か所当たり次により算出された額 (1) ア. 診療日数1～129日 2,897,000円+(71,000円 ×実診療日数) イ. 診療日数130～259日 2,897,000円+(77,000円 ×実診療日数) ウ. 診療日数260日以上 2,897,000円+(87,000円 ×実診療日数)	べき地診療所の運営に必要な 次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（研究費、医療費

	(2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数	及び伝送装置経費に計上したもの(除く。) 役務費(伝送装置経費に計上したもの(除く。)) 委託料 使用料及び賃借料(伝送装置経費に計上したもの(除く。)) 原材料費 備品購入費(単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したもの(除く。))
研究費	1か所当たり (1) 診療日数 1~129日 65,000円 (2) 診療日数 130~259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費(研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) 需用費(医学用図書雑誌及び医学研究用材料) 備品購入費(単価50万円未満の研究用備品に限る。)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需用費(医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料) 委託料(診療のための検査委託料) 備品購入費(単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置 経費	1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費、修繕料等) 役務費(通信運搬費) 使用料及び賃借料 備品購入費(単価50万円未

(4) へき地巡回診療車(船)運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。)

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会(ただし、アに掲げる場合を除く。)、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費						
巡回診療実施日数×次に定める単価	へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>単 価 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回診療車</td><td>57,000</td></tr> <tr> <td>歯科巡回診療車</td><td>62,000</td></tr> </tbody> </table>	区 分	単 価 (円)	巡回診療車	57,000	歯科巡回診療車	62,000	報酬 給料 職員手当等
区 分	単 価 (円)						
巡回診療車	57,000						
歯科巡回診療車	62,000						

巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	共 濟 費 賃 旅 費 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、印刷製本費、 修繕料) 役 務 費 委 託 料
-------	-----------------	---

⑤ 離島巡回診療ヘリ運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1. 事業あたり次により算出された額	離島巡回診療ヘリの運営に必要

巡回診療実施日数×1,202,000円

な次に掲げる経費

報酬	料
給	料
職員手当等	
共済費	
賃金	費
旅費	
報償費	
賃借料	
需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、修繕料）	
役務費	
委託料	

⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
事務費	年 額 4,001,000円	へき地歯科診療班の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 諸謝金 報償費 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）
医療費	年 額	医療に必要な次に掲げる経費

	1,603,000円	備品購入費（医療用機器購入費） 需用費（消耗品費〔歯科治療用及び歯科技工用消耗機器購入費〕、修繕料）
--	------------	---

⑦ 離島歯科診療班派遣事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費
(1) 遠隔型離島 777,000円	報酬
(2) 近接型離島 140,000円	給料
ただし、派遣日数は次のとおりとする。	職員手当等
(1) 遠隔型 8日間以上	賃金
(2) 近接型 2日間以上	旅費
	報償費
	需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料）
	委託料

⑧ へき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額

を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費										
給 与 費	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,641,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼動月数／12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th><th>単 価 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td><td>10,340</td></tr> <tr> <td>2級地</td><td>8,800</td></tr> <tr> <td>3級地</td><td>8,600</td></tr> <tr> <td>4級地</td><td>7,360</td></tr> </tbody> </table>	級地区分	単 価 (円)	1級地	10,340	2級地	8,800	3級地	8,600	4級地	7,360	<p>へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給 料</p> <p>職員手当等</p> <p>特別手当（期末勤勉手当）</p> <p>特地勤務手当（へき地手当）</p> <p>寒冷地手当</p> <p>共 済 費</p> <p>賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）</p>
級地区分	単 価 (円)											
1級地	10,340											
2級地	8,800											
3級地	8,600											
4級地	7,360											
保健指導事 業 費	<p>1か所当たり 336,000円</p> <p>ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼動月数／12を乗じて得た額とする。</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅 費</p> <p>需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>										
伝送装置	1か所当たり次により算出され	伝送装置の維持運営に必要な										

経 費	た額 8,400円 + 2,390円 × 稼動月数 ただし、導入初年度にあって は、40,000円を加算する。	次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕 料等） 役務費（通信運搬費） 備品購入費（単価50万円未 満の伝送装置用の応用器 具に限る。）
-----	--	---

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
85,208千円	救急医療支援センターの運営に必要な 次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本 費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該 当するもの。）

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 77,800千円	救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃 金 (プログラム責任者の補助者雇上経費) 3. 役務費 (損害保険料) 4. 備品、医療機器 (患者に使用するものを除く。) 、応用器具 (視聴覚教育用機器) 購入費 5. 海外留学費 6. 外国人講師招へい費

(3) 中毒情報センター情報基盤整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
14,770千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃 金 2. 報償費 3. 旅 費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等) 5. 役務費 (通信運搬費) 6. 委託費 (集計及び入力の

ための委託費)

7. 使用料及び賃借料

8. 備品購入費

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療施設耐震化促進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

② DMA T事務局等運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
DMA T事務局事業	50,005千円	DMA T事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃 金 6. 報償費（謝金） 7. 旅 費 8. 需用費（消耗品費、印刷

		<p>製本費)</p> <p>9. 使用料及び賃借料（会場 借料等）</p> <p>10. 役務費（通信運搬費等）</p> <p>11. 備品購入費</p>
災害医療調査ヘリ コプター運営事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	<p>災害医療調査ヘリコプターの運 営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 旅 費</p> <p>2. 賃借料</p> <p>3. 需用費（消耗品費、医薬 材料費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費）</p> <p>4. 役務費（通信運搬費）</p>

③ 防災訓練等参加支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>国の主催する総合防災訓練に参加する ために必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 旅 費</p> <p>2. 需用費（自動車借料、燃料費）</p>

④ D M A T活動支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMA Tの活動に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

⑤ DMA T訓練事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
666千円	DMA T訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費（謝金） 2. 旅 費 3. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 4. 役務費（通信運搬費） 5. 使用料及び賃借料（会場借料等）

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 産科医療機関確保事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 報償費(謝金)
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月未満 15,207千円	
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	

② 地域医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
人件費	次により算出された額の合計額	次に掲げる専任医師及び専従職員の人工費

	<p>地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専任医師1人当たり</p> <p>12,548千円 (上限2名)</p> <p>地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専従職員1人当たり</p> <p>3,899千円 (上限3名)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給料 2. 職員手当等 3. 法定福利費 4. 賃金 5. 報酬 6. 委託料(人件費相当分)
事業費	36,018千円	<p>事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬 2. 賃金 3. 諸謝金 4. 旅費 5. 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費) 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費(雜役務費、通信運搬費、保険料) 8. 委託料(事業費相当分) 9. 備品購入費(コンピュータ・ファクシミリに限る) 10. 負担金、補助金及び交付金

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり年額 7,500千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として 49,947千円を加算する。</p>	<p>特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

② 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>1床当たりの年額 4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p>	<p>第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）

- | | |
|--|---|
| | 2. 役務費（通信運搬費、手数料等）
3. 委託料
4. 使用料及び賃借料
5. 材料費
6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。） |
|--|---|

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額1,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
90,186千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
120,245千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費

③ 産科医療補償制度運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
77,887千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雑役務費

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 臨床研究中核病院整備事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。） 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費

② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。） 9. 医療機器等の備品購入費 10. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費

③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費

- | | |
|--|---|
| | 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費
、会議費、図書購入費）
6. 役務費
7. 使用料及び賃借料
8. 備品購入費
9. 委託料（上記1から8に掲げる
経費に該当するもの。） |
|--|---|

④ 医薬品等治験基盤整備事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	医薬品等治験基盤整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費 、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1～8に掲げる経 費に該当するもの。）

⑤ iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
----------	------------

1か所当たり	162,790,000円	i P S 細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業に必要な次に掲げる経費
		1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）
		2. 賃金
		3. 報償費（謝金）
		4. 旅費
		5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水費）
		6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）
		7. 使用料及び賃借料
		8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）
		9. 備品購入費
		10. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費

⑥ i P S 細胞を利用した創薬研究支援事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 249,003,000円	i P S 細胞を利用した創薬研究支援事業に必要な次に掲げる経費

費)

7. 使用料及び賃借料
8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）
9. 備品購入費
10. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費

⑦ 再生医療臨床応用実用化推進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 1,107,645千円	再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費） 2. 備品購入費 3. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費

（8） 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1団体当たり 17,558千円	医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費）

- | | |
|--|--|
| | 、会議費、図書購入費)
6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）
7. 使用料及び賃借料
8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。） |
|--|--|

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1箇所当たり 7,424千円	異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 5. 役務費（通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費） 6. 備品購入費 7. 委託料（上記1～6に掲げる経費に該当するもの）

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
13,580千円	外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）

(交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別 表)

事 業 名	下 限 額
	千円
(1) 医療施設運営費等補助金	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372
キ. へき地保健指導所運営事業	205
④ 感染症指定医療機関運営事業	42
(4) 医療施設耐震化促進事業	150

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さら

に、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

また、東日本大震災復興特別会計にかかる経費は、その他の経費との間で配分の変更をしてはならないものとする。

(別 表)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行はず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金又は(13)により交付する補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者又は補助金の交付を受ける者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは「第15号様式」と読み替えるものとする。

(13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。

- (14) (12) 又は (13) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならぬ。
- (15) 間接補助事業者又は (13) により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- (16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構及び一般社団法人日本医療安全調査機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）及び再生医療臨床応用実用化推進事業については、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の2様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 一般社団法人日本医療安全調査機構が行う3の(1)の④のイの事業

一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、第5号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第6号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(7) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業

株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、第17号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、第7号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）及び再生医療臨床応用実用化推進事業については、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成25年2月15日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年3月1日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)又は7の(8)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度6月30日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、3の(1)の⑦の事業については翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（3）公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の（1）の④のアの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（4）公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の（1）の④のウの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（5）一般社団法人日本医療安全調査機構が行う3の（1）の④のイの事業

一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（6）独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の（1）の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（7）公募により選定された事業者が行う3の（1）の⑧の事業

補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業

株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) (1)から(8)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度6月30日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、3の(1)の⑦の事業については翌年度4月10日(6の(4))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により4、5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。